

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月まで  
父が、地域の納付組合を通じ、家族の国民年金保険料をまとめて納付していたので、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、明治 39 年\*月生まれであることから国民年金の強制加入対象者ではないものの、任意加入の 5 年年金に加入しているとともに、その母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から加入し、保険料を完納していることから、国民年金制度及び保険料納付に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金加入手続は、20 歳到達後に遅滞なく行われたことが国民年金手帳記号番号払出簿から推認できるところ、その父が、加入手続を行いながら、その大部分が申立人が 20 歳であった申立期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みであり、厚生年金保険との切替手続も適正に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月25日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を9年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月25日から同年6月1日まで

平成8年11月にA社に入社以降、13年5月末の退職まで、勤務形態も変わらずに継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち平成9年4月25日から同年5月1日までについて、A社に勤務し、同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成9年4月の標準報酬月額については、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い

ことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年5月1日から同年6月1日までについては、申立人が所持する給与支払明細書から、A社に勤務していたことは認められるが、同年5月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、平成9年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち平成9年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成2年8月1日から3年3月1日までの期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、昭和63年9月1日から同年10月1日まで及び平成元年9月1日から同年10月1日までについて、その主張する標準報酬月額（17万円、28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和63年9月は17万円、平成元年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月1日から平成3年3月1日まで  
② 平成3年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間のうち、平成2年8月からは標準報酬月額が32万円に決定されているのに、さかのぼって取り消されて、同年10月から26万円と記録されている。また、3年3月末まで勤務していたはずなのに、同年2月までしか記録が無い。さらに、入社時から退職時まで、給与明細書で確認できる当時の標準報酬月額と大きく違う月がある。保存している期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成2年8月から3年2月までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった4年11月4日以降の5年5月6日付けで、さかのぼって26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、登記簿謄本から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認でき、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、申立人が当該事業所を退職した約2年後に、さかのぼって訂正が行われていることから、申立人が当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た平成2年8月から3年2月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、昭和63年9月は17万円、平成元年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の事業主とも連絡がとれない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①のうち、昭和63年6月から同年8月までの期間、同年10月から平成元年8月までの期間、及び同年10月から2年7月までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額、及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 4 申立期間②について、申立人は、当該事業所に平成3年3月末まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が一致する上、元同僚か

らも、申立人が当該期間において勤務していたことを確認できる証言は得られなかった。

また、申立人の所持する平成3年2月分の給与明細書に「2/28 迄」の記載があることから、申立人はA社を同年2月末日で退社したことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年7月28日、16年7月20日及び同年12月15日について22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月15日

A社から、申立期間①、②及び③に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社が保管する賞与支払明細書により、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年7月28日、16年7月20日及び同年12月15日は22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成11年12月から12年4月までは47万円に、同年5月から13年1月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年2月16日まで  
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。給料明細書も一部持っているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、11年12月から12年4月までは47万円、同年5月から13年1月までは41万円と記録されていたところ、12年8月の定時決定の記録を同年9月29日付で取消処理され、41万円から9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、申立人が当該事業所を退職した13年2月16日以降の同年3月5日付けで、11年12月から12年7月までの標準報酬月額を9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されている。

また、年金事務所から提出された滞納処分票により、A社は、平成12年9月分及び13年2月分の厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、事業主は、「申立期間当時、社会保険料が払えなくなって、社会保険事務所（当時）に相談に行き、標準報酬月額の減額訂正の届出を行った。」と供述している。

さらに、申立人は当該事業所の登記簿謄本により、申立期間当時役員ではなかったことが確認でき、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、事業主からも、「申立人はBとして勤務しており、社会保険事務については関与していない。」との証言を得ていることから、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂

正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理<sup>そきゅう</sup>を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成11年12月から13年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、11年12月から12年4月までは47万円、同年5月から13年1月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に納付していたので、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻から聴取したところ、当時の記憶は曖昧であることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 6 月に払い出されており、この時点では申立期間の大半は時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、夫婦一緒に納付していたので、申立期間は妻が納付済みなのに自分が未納とされているのはおかしい。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間の直後である昭和 57 年度の国民年金保険料は、その妻が現年度納付しているのに対し、申立人は複数回に分けて過年度納付していることから、申立期間当時、申立人及びその妻の納付状況は必ずしも同一ではなかったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 51 年 3 月まで

国民年金保険料は、当初は母が私の保険料と一緒に納税組合を通じて納め、昭和 42 年 12 月に結婚してからは、元妻が納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手續に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母は既に他界している上、元妻の記憶も曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月に元妻の手帳記号番号と連番で払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 153 月（12 年 9 か月）に及んでおり、このような長期間にわたり行政側が記録処理を誤ったとは考え難い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年10月まで  
20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をし、保険料は納税組合を通じ両親の分と一緒に納めてくれていたはずなので、申立期間が未加入とされ、納付記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は高齢等のため証言が得られず、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料はすべて時効により納付できず、申立人は現在まで市外に転居したことがないことから、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人は、「20歳に到達した昭和43年\*月ごろ、母が国民年金の加入手続をしてくれた。」と主張しているが、オンライン記録によると、当時、同居していたとするその兄も申立期間は未加入であり、申立人より後の57年6月に加入したことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 59 年 5 月まで

私は、昭和 54 年 5 月から 59 年 5 月まで A 社に勤務したが、年金の記録では厚生年金保険の加入期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主、複数の元同僚及び社会保険業務を受託していた社会保険労務士の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳などの関係資料は残存せず、当時の社会保険事務担当者も他界していて詳しいことは分からないが、申立人については厚生年金保険に加入させていなかったはずだ。」と回答し、同社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士も、「申立人に係る社会保険の加入依頼は受けていなかった。」と回答している。

また、事業主が提出した申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、同原票の健康保険証の整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間当時、夫が勤務する事業所が加入している健康保険において夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 1 日まで  
A社に勤務し、いったん退職した後、「事務員がいないので戻ってほしい。」と社長に頼まれ、昭和 43 年 9 月から復職したが、それから 15 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と一緒に事務員として勤務していたとする元同僚は、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できず、別の元同僚も、約2年間にわたり勤務していたとしているにもかかわらず、加入記録が確認できないことから、A社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は、平成 11 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死去している上、後に代表取締役となったその妻は、当時の資料が残存していないため、厚生年金保険の取扱い等については不明としている。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで

申立期間については、A事業所に非常勤職員及び常勤職員として勤務していたが、その期間の厚生年金被保険者としての加入記録が無い。当時の給料明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の回答及び辞令の写しから、申立人が申立期間について、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 64 年 1 月 1 日であり、同時に申立人も被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、当該事業所及びB事業所は、「常勤職員は厚生年金保険に加入することになっているが、厚生年金保険の適用事業所になったのは、年号が平成になったころである。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から38年9月まで

A社B所に正社員として勤めていた期間が、厚生年金保険未加入期間になっている。その期間は厚生年金保険に加入していたことは間違いないので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社には申立人に関する在籍記録が存在していないため、申立人は正社員ではなく、現場採用であった可能性があるが、現場採用者については、現場ごとに厚生年金保険に加入させるかどうかを判断していたと考えられる。」と回答している上、オンライン記録において、申立人が勤務していたとするA社B所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は当時の複数の同僚について、姓しか覚えていないため、特定することができず、申立人が氏名を挙げた当時の所長についても、既に他界しており、当時の事情を聴取することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から6年11月1日まで  
年金の記録によると、私が事業主であったA社は、平成元年6月30日に厚生年金保険から脱退しており、自分も同日付けで被保険者資格を喪失していることになっている。当時は子どもも小さく、保険証を使う機会が多かったので、脱退などするはずがない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成元年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できるところ、「経理及び社会保険事務の一切を自らが行っていた。しかし、当時、厚生年金保険から脱退する手続を行った記憶は無い。」と供述しているが、申立人に係る当該資格喪失処理は平成元年7月10日に行われ、同日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、市役所の回答から、申立人が申立期間について国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。